

2026年
7月21日から

「危険運転致死傷罪」改正

飲酒運転



呼気1リットルの中に
アルコールが
0.5mg以上

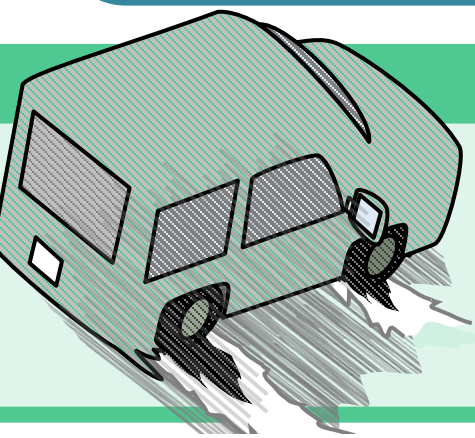
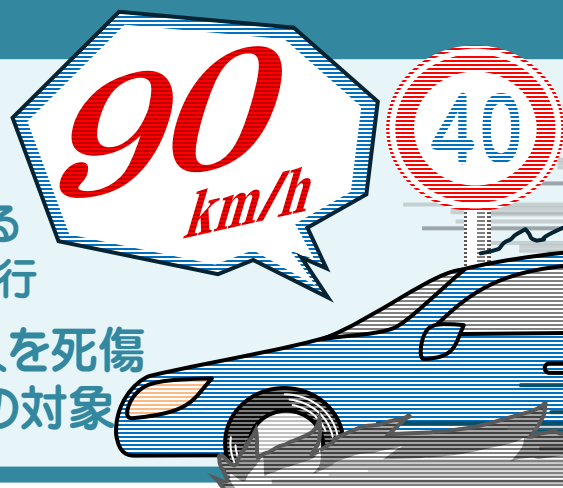
呼気中アルコール濃度0.5mg/L以上
(血中アルコール濃度1.0mg/mL以上)

上記の状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合、「危険運転致死傷罪」の対象

※その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合も「危険運転致死傷罪」の対象

スピード

- ① 最高速度が60km/h以下の道路で+50km/h以上で走行
- ② 最高速度が60km/hを超える道路で+60km/h以上で走行
- ③ ①か②の状態を自動車を運転し人を死傷させた場合、「危険運転致死傷罪」の対象



ドリフト走行等

※殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることで、自動車の進行を制御することが困難な状態で走行し、人を死傷させた場合、「危険運転致死傷罪」の対象

※ことさら(殊更):故意、わざと、格別、とりわけ

